

令和6年度

第11回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和6年度第11回江別市農業委員会定例総会議事録

令和7年3月28日（金） 午後2時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（19名）

佐藤和人
伊藤良明
中田和孝
保倉義治
植村登
佐藤昇
中島清文
砂川秀樹
西純一
荻野雅志
田中浩一
得能謙二
保倉浩行
百瀬誠記
松下博樹
山田保彦
長谷川礼子
工藤多希子
浅野目貴史

2 欠席委員（1名）

山口利夫

3 出席事務局職員

農業委員会事務局

局長	渡部学
主幹	首藤陽
主査	中山雄太
主任	武山直人
主任	金澤由希
主任	中川いつみ

4 議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	諸般の報告	
日程第 4	報告第 5 4 号	現況証明願及び照会について
日程第 5	報告第 5 5 号	農地使用貸借の合意による解約について
日程第 6	報告第 5 6 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について
日程第 7	報告第 5 7 号	第 1 1 回農地常任委員会開催結果報告について
日程第 8	議案第 3 5 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 9	議案第 3 6 号	第 1 1 回農用地利用集積計画の決定について
日程第 1 0	議案第 3 7 号	令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について
日程第 1 1	議案第 3 8 号	農地調査実施要領の全部を改正する要領の制定について

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和6年度第11回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は19名であります。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、中田委員、得能委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和6年度第11回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和7年3月28日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 ご報告申し上げます。
令和6年度第10回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に山口委員が遅参予定である旨の通告がありました。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第54号

- 議長 日程第4 報告第54号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
中川主任。

- 中川主任 報告第54号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。
総会議案1ページをご覧ください。
今回提出がありましたのは、No.29の1件でございます。
土地の所在等は記載のとおりです。
No.29は、公簿地目 畑1筆 計221.00㎡を、内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。
これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。
以上でございます。
- 議長 これより報告第54号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
以上で報告第54号を終結いたします。

◎報告第55号

- 議長 日程第5 報告第55号 農地使用貸借の合意による解約についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
金澤主任。
- 金澤主任 報告第55号 農地使用貸借の合意による解約について、ご説明申し上げます。
総会議案2ページをご覧ください。
今回通知がありましたのは、No.16及びNo.17の計2件で、全7筆、畑44,112.00㎡でございます。
内容につきましては、使用貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。
合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。
以上でございます。
- 議長 これより報告第55号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
以上で報告第55号を終結いたします。

◎報告第56号

- 議長 日程第6 報告第56号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
中川主任。
- 中川主任 報告第56号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

総会議案 3 ページから 4 ページをご覧ください。

今回通知がありましたのは、No. 5 4 から No. 5 8 の 5 件で、全 8 筆、畑 61, 979. 00 m²です。

内容につきましては、賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

○議長 これより報告第 5 6 号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第 5 6 号を終結いたします。

◎報告第 5 7 号

○議長 日程第 7 報告第 5 7 号 第 1 1 回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第 5 7 号 令和 6 年度第 1 1 回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件 1 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、付議事件 2 「第 1 1 回農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第 5 7 号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第 5 7 号を終結いたします。

◎議案第 3 5 号

○議長 日程第 8 議案第 3 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 議案第 3 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

総会議案 6 ページから 9 ページをご覧ください。

今回申請がありましたのは、No. 1 3 から No. 1 9 の 7 件でございます。

No.13からNo.16は、個人農業者間で所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.17は、個人と法人の間で所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.18は、経営移譲に伴う使用貸借権の設定がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.19は市街化区域内農地において、発電事業者と、当該農地の所有利用者であり貸主である学校法人との間で、太陽光発電パネルのための地下埋設電線路敷設についての地上権設定をしているものですが、今回契約期間の更新がなされるもので、地上における農地利用に支障が見込まれず、当該地で他に権利設定をする者もないことから、農地法第3条第2項ただし書に規定される権利設定に該当し、許可要件を満たすと考えます。

以上、7件 23筆 計115,273.60㎡でございます。

説明は以上でございます。

○議長 これより議案第35号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(中田委員挙手)

○中田委員 No.19の学校法人について、昨年の農地パトロールで不耕作であることが確認されています。農地法第3条は要件を満たしているため、許可しなければならないことは承知しておりますが、これは慎重に検討する必要があるのではないのでしょうか。

○事務局長 ご意見賜りましてありがとうございます。手続上、農地法に限らず1件ずつ審査するものと考えております。ですので、この案件についても諸法令の審査基準に則って処理することになります。

一方で、農地パトロールの話がありましたが、所有する農地の適正管理については何らかの形で対応していく必要があると思います。本総会でそのようなご意見が挙がったことを踏まえ、今後、学校法人側にお伝えしていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長 議案第35号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請7件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第36号

○議長 日程第9 議案第36号 第11回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

○金澤主任 議案第36号 第11回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、江別市から農業委員会に対して、農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが1件 3筆 36,672.00㎡、利用権設定に係るものが50件 229筆 1,597,118.73㎡でございます。

内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第36号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がございますので、利用権設定のNo.114、No.127、No.129、No.150を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

利用権設定のNo.114ほか計4件を除き採決いたします。

第11回農用地利用集積計画の決定について、申出47件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第36号の利用権設定のNo.114、No.127、No.129に対する質疑に入りますが、西委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(西委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第36号の利用権設定のNo.114、No.127、No.129を採決いたします。

第11回農用地利用集積計画の決定について、申出3件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

西委員の復席を願います。

(西委員復席)

引き続き、議案第36号の利用権設定のNo.150に対する質疑に入りますが、百瀬委員が議事参与制限を受けますので、退席を願います。

(百瀬委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第36号の利用権設定のNo.150を採決いたします。

第11回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すこ

とに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

百瀬委員の復席を願います。

(百瀬委員復席)

◎議案第37号

○議長 日程第10 議案第37号 令和7年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

首藤主幹。

○首藤主幹 それでは、議案第37号 令和7年度最適化活動の目標の設定等についてご説明申し上げます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、同法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととなっております。

このため、令和5年3月30日に当農業委員会で制定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づく単年度目標として、令和7年度最適化活動の目標を設定しようとするものです。

それでは記載の内容について、ご説明いたします。

I 農業委員会の状況については記載のとおりです。

続きましてIIの最適化活動の目標についてです。

1 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積についてですが、現状及び課題として、令和6年度末見込みとして耕地面積6,980haに対してこれまでの担い手への集積面積は6,528.42ha、集積率は93.5%となっております。昨年度から集積率が1.5%上昇していることについては、新規集積活動の成果に加え、認定農業者等以外で市が定める農業経営基盤強化促進基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の目標に到達している農業者を再精査した結果でございます。現状の集積率から、指針における令和13年度末の集積目標95.0%を達成するには、毎年度26.63haの新規集積が必要であり、令和6年度末で92.3%の集積率を目標とするものです。

次に、(2)遊休農地の解消についてですが、現状及び課題にある1号遊休農地10.74haについて、緑区分の遊休農地であることから5分の1にあたる2.15haの解消を目標とするものです。

次に、(3)新規参入の促進についてですが、現状及び課題は記載のとおりであり、新規参入者への貸付等の目標としては、市全体の有償権利移動面積の過去3年度平均の1割である41.03haとするものです。

次に、2 最適化活動の活動目標についてですが、最適化活動を行う農業委員の活動日数は、令和6年度と同じく月3日を目標とし活動強化月間は記載のとおり3回設定し、新規参入相談会への参加目標は1回、1名以上といたします。

今回設定した目標については、北海道農業会議の確認を経て4月末までにインターネットにより公表する予定でございます。

以上でございます。

- 議長 これより議案第37号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第37号を採決いたします。

令和7年度最適化活動の目標の設定等について、可とすることに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第38号

- 議長 日程第11 議案第38号 農地調査実施要領の全部を改正する要領の制定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

首藤主幹。

- 首藤主幹 それでは私から、議案第38号 農地調査実施要領の全部を改正する要領の制定について、ご説明申し上げます。

農地調査実施要領は、違反転用を未然に防止し、早期に発見する目的で平成4年3月26日に制定されたもので、制定当初の調査方法としては市内を6地区に分けて毎月1日に委員3人及び事務局職員により地区内を自動車で巡回して、違反転用等の不適切な利用がないか確認していたものです。その後平成20年度から国の要領に基づき荒廃農地・不耕作地の調査が開始されましたが、本要領に基づく定例的な調査も並行して行われておりました。

ただし現在は、農地法第30条に規定する利用状況調査に統合され本要領に基づく調査は行われておりません。このため本要領を全部改正し、現在行われている農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールの方法を定めたものとするものでございます。

資料の33ページをお開き願います。改正要領の表題において要領名を農地利用調査実施要領に改めています。33ページ下段から35ページ中段までの「2 農地パトロール」の項目が、現在8月から10月にかけて市内を8地区に分けて行っている農地利用状況調査について定めたものであり、全国農業会議所が発出している「農地パトロール(利用状況調査)実施要領」に準拠しつつ、江別市で行っている調査の流れを明文化したものでございます。

35ページ下段から36ページ中段までの「3 現況証明及び照会」の項目も現在江別市で行っている現況証明及び照会の基準を明文化したものでありますが、国通知「農地法の運用について」において、現況証明願があったときの判断は利用状況調査における非農地判断の基準によることとなっているため、本要領に記載することで利用状況調査の基準と整合をとろうとするもので、あわせて37ページに記

載のとおり、農地事務取扱要領に記載されている現況証明に関する項を削除するものです。

３６ページ下段に戻りまして「４ 非農地判断」の項目ですが、農地利用状況調査において非農地判断を行った場合における以後の適正な農地業務のため、国通知に基づき、非農地判断を行った農地については農地台帳から削除するとともに、所有者、関係機関等に通知することを明記するものです。

施行期日は令和７年４月１日となります。

以上であります。

○議長 これより議案第３８号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第３８号を採決いたします。

農地調査実施要領の全部を改正する要領の制定について、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和6年度第11回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後3時00分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月28日

議長（会長）

署名委員

署名委員